

令和7年度 富士宮市立人穴小学校（西富士中学校区）における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、人穴小学校すべての子どもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

○いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

いじめとは以下のようなことが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、どんな理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、残念ながらどの子どもにも起こりうる行為でもあります。全ての子どもが安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

そして、子どもたちを取り囲む大人一人一人が、学校・家庭だけでなく「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、西富士中学校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解をします

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、不登校いじめ対策委員会を中心に、校内研修や職員会議で周知し、平素から全教職員が共通理解します。

・子どもたちの言動や教職員の言動等、気を付けなければならないことをあげて、同じ視点でいじめについての認識を持ちます。

○子どもたちに対しても、朝礼、全校話し合い活動や学級活動、道徳や各教科の授業等で、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを徹底します。

・朝礼等で、全ての子どもに訴える機会を設けます。

○保護者には、保護者懇談会やPTA総会等で、具体的事例に則して「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義の共通理解を図る機会を設けます。また、PTA全体会（定期開催）で、子どもたちの様子や気になることなどについて、情報交換する時間を設けます。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 不登校いじめ対策委員会を定期的に関き、学校・家庭・地域でのこどもの様子などを共有し、いじめの発生を防ぎます。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな学級を中心とした集団づくりに努め、いじめの発生を防ぎます。
 - ・縦割り活動や授業等を通して、思いやりの心を育て、互いのよさを認め合える温かい関係づくりをします。
 - ・いじめを絶対に許さないという姿勢で、指導に当たります。
 - ・人間関係づくりプログラムやアンケートの実施だけでなく、その結果を全職員で分析・共有し指導に役立てます。
 - ・教育相談の時間を確保したり、スクールカウンセラーと協働し、アドバイスやカウンセリングを生活に生かしたりすることでこどもが安心して相談できる環境を作ります。
- ☆校内では「～さん」付けで名前を呼び、相手を大切に作る人間関係を築きます。
 - ・温かい言葉を投げ掛けたり、教室及び校内の美化に努めたりする等、こどもが穏やかに生活できる環境を作ります。
 - ・情報モラル教育を実践し、メディアを使ったいじめの発生を防ぎます。
- こども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団を作るよう努めます。
- 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記等を通してこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、一人一人が所属感と連帯感の持てる集団をつくります。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫します。
 - ・自己決定の場や他との関わり合いの場を大切に、一人一人のこどもの自己存在感を高める授業づくりをします。

(3) こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめアンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応の仕方を身に付けられるようにします。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特に道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、こどもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・道徳の年間計画に、いじめについて考える時間を計画的に設定し指導します。
- 学級活動や児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、こどもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・児童会が中心になって、ひと・もの・ことへの感謝の気持ちを共有し合う集会を行います。
 - ・「友達のよいところを見つけよう」(12月の生活目標)を設けます。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 学級内外においてこどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。そして、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢を教職員・児童生徒・保護者で共有します。
 - ・毎月1回の職員会議や、「不登校・いじめ対策委員会」を中心に情報交換を行い、小さな兆候であってもいじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するように努めます。

- ・いじめの認知報告を毎月行い、早期発見に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、子ども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
 - ・相談室を設置し、スクールカウンセラーと気軽に話すことができるようにします。(スクールカウンセラー 在校日)
 - ・日頃から保護者と温かい関係づくりに努め、いつでも相談できるような信頼関係を築きます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、いじめの態様等に即した対策チームで今後の対応について確認します。
 - ・生徒指導主任を中心に、スクールカウンセラーも入ったいじめ対策委員会を設置します。いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 被害を受けた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
 - ・まず早急にいじめの行為自体をなくすようにします。そして社会性の向上についての指導を行います。

4 家庭・地域との連携（西富士中学校区共通）

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だより、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に広報します。
- 自校だけではなく、西富士中学校区四校において SNS 等によるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- 月12回メディアコントロールデーを設定し、家庭での会話の機会を増やします。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。
- 学校評議員会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、各々からも御意見をいただき、「チーム人穴小」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に報告します。その後調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて富士宮市家庭児童相談係、青少年相談センターとの連携も図ります。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子どもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

※こどもたちの表れを踏まえ、計画・内容などを変更する場合があります。予め、ご了承ください。

令和7年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立人穴小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			富士宮市いじめ防止基本方針の確認と人穴小学校いじめ防止基本方針の共通理解	職員会議
	○			児童理解会議	職員会議
	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び共通理解	PTA 総会
		○		人間関係づくりプログラム①(4/16)	学級活動
			○	学校だより、HPに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより、HP
		○		遠足「1年生と仲良くなろう集会」	行事
	○		○	学校評議員会 学校評議員への説明と協力依頼	関係会議
	○		○	保護者に学級の様子報告・情報交換	懇談会
5		○		いじめ実態アンケート・面談(第1回)	実態調査
	○			いじめ不登校対策研修(スクールカウンセラー)	職員研修
6		○		人間関係づくりプログラム②(5/21)	学級活動
			○	学校評価保護者アンケート	実態調査
7		○		学校評価児童アンケート・面談	実態調査
	○			学校評価アンケート集約	実態調査
			○	個別面談での児童理解	保護者面談
			○	教育相談の日設定	面談
	○		○	青少年育成連絡会(人づくり地域懇談会)に協力依頼	関係会議
	○			学校評価アンケート分析	実態調査
	○			1学期評価から、計画の修正及び実施	職員会議
8	○		○	ネット安全講座の開催(5・6年児童、保護者への啓発)	外部講師による講習
9		○		いじめ・不登校対策研修(伝達講習)	職員研修
		○		いじめ実態アンケート・面談(第2回)	実態調査・面談
10		○		人間関係づくりプログラム③(9/10)	学級活動
	○			いじめ不登校対策研修(スクールカウンセラー)	職員研修
11	○			いじめ実態アンケート集約	実態調査
		○		人間関係づくりプログラム④(11/19)	学級活動
12		○		学校評価保護者・児童アンケート	実態調査
	○		○	個別面談での児童理解	保護者面談
			○	教育相談の日設定	面談
	○			学校評価アンケート集約・分析	実態調査
	○			2学期末評価から、計画の修正及び実施	職員会議
			○	学校評価結果報告	学校だより・関係会議
1	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・面談(第3回)	実態調査
2	○			児童理解会議	職員会議
年間	○	○	○	花いっぱい笑顔いっぱい活動	2回・ロング昼休み
		○		全校話し合い活動	児童会
	○	○	○	スクールカウンセラー児童観察・面談	児童観察・面談 情報交換
			○	PTA 全体会(定期開催)における児童に関する情報交換	情報交換